

江戸川区アントレプレナー交流事業業務委託仕様書（案）

1 件名

アントレプレナー交流事業業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで。

3 事業の目的

江戸川区内の起業家（アントレプレナー）に対し、起業家同士の交流を促す場を創出することで、情報交換やビジネスマッチングの強化、区の創業支援等事業を幅広く浸透させ、起業マインドの更なる醸成を図る。

4 事業の対象

(1) 江戸川区内で起業を目指す方

(2) 起業して間もない（創業5年未満程度）方

ただし、本事業の目的にビジネスマッチングの強化も掲げているため、業務内容によっては上記に該当しない区内企業経営者も含める場合がある。

5 業務内容

(1) 交流イベント（以下「イベント」という）の開催

① 内容

上記対象に有益な情報を発信できるセミナー等や起業家同士の交流を促すイベントの開催をすること。

ア) イベントの企画・準備、当日の運営

イ) イベントの集客及び周知チラシの作成・印刷

ウ) イベント終了後の報告書の作成

② 実施時期

区と協議の上、決定すること。

③ 実施回数

初年度は現地及びオンラインを各1回ずつ開催すること。

次年度以降は議決により決定される予算等を鑑み別途協議の上決定するが、現地及びオンラインを合わせて10回程度を想定する。

④ 実施会場

区と協議の上、決定すること。

⑤ 報告書

納期：開催月の月次報告書に含め、電子データにて提出

体裁：A4サイズ

(2) ホームページの作成及び運営管理

①内容

本事業で実施するイベント内容及び後述するオンラインコミュニケーションツールに関する情報周知のため、ホームページの作成を行うこと。

ア) 利用者にとって利用しやすいホームページの作成

イ) 上記ホームページの運営管理

②立ち上げ時期

契約締結後速やかに立ち上げ

(3) オンラインコミュニケーションツール（以下「ツール」という）の運用

① 内容

起業家同士が前述のイベント終了後も情報交換できるコンテンツとして、ツールの開設・運用をすること。また、適宜活発に交流が行われるための創意工夫の実施や助言を行うこと。

ア) 本事業に適切なツールの選定

イ) 選定したツールの開設・運用

ウ) ツールの利用者基準、利用者規定の策定

エ) ツール利用者の対応（ツールへの招待、お問合せの対応、事業活動に関する簡易的な相談内容への回答、適切な支援機関への橋渡しなど）

オ) ツールの利用者の増加を促す周知業務（イベント参加者に対するメールマガジンの配信等）

カ) ツールの運用に関する報告書の作成

② 開設時期

イベント初回実施時まで開設

③ 報告書

納期：月次報告書に含め、電子データにて提出

体裁：A4サイズ

(4) 区への助言

区が進める本事業に関する助言を行うこと。

(5) その他

① 本区の創業支援等事業計画に属する事業や創業支援機関との連携を図ること。

② 受託者は、区と対面またはオンラインにて、事業の進捗状況及び課題の報告、その課題の解決に向けた定期的な打合せを実施すること。

6 業務報告書

月次報告書

【提出物】月次報告書データ 図書の体裁A4版

【納期】毎月末日までの内容を翌月5営業日以内

7 契約金額

契約金額には、本委託業務にかかるすべての費用を含む。

8 支払

委託費の支払いは、分割払い又は一括払いとする。ただし、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合には、区と協議の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第6号及び江戸川区会計事務規則第88条第1項第11号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとする。

9 権利の帰属

本契約により製作された製作物の著作権・所有権は江戸川区に帰属することとする。これについては、次年度以降も継続して利用する、或いは今後実施する他の事業において使用する可能性があることを承諾しているものとする。

10 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である区が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 業務遂行にあたっては、知的財産権等に十分留意すること。また、区の許可なく他の使用あるいは公表してはならない。業務に係る権利関係について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (4) 上記の留意事項に従わず、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた時には、受託者の自己費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えた時には、その損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書に示す内容は区の要求水準を示すものであり、事業者の創意工夫による代替手段でこれらと同等、またはそれ以上の効果が見込まれる場合には、代替手段の提案を妨げるものではない。

11 再委託

業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ区と協議して

承諾を得たときはこの限りでない。なお、再委託にあたっては、以下の内容を遵守すること。

- (1) 受託者は、再委託業者に本委託業務で知りえた情報の秘密を厳守させること。
- (2) 受託者は、受託者と再委託業者との本委託業務に関する契約書の写しを区に提出すること。

12 その他

- (1) 本業務の履行にあたり、自動車を使用する場合は、東京都のディーゼル車規制に適合した自動車を使用すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、区、受託者協議の上決定する。